

所得制限も緩和されます

● 支給対象児童と所得制限の限度額・対照表

		改正前		改正後(4月1日から)	
対象児童		出生から小学3年生修了前までの児童(9歳に到達して最初の年度末)		出生から小学6年生修了前までの児童(12歳に到達して最初の年度末)	
所得 限度 額	前年の扶養人数	国民年金加入者など	厚生年金などの加入者	国民年金加入者など	厚生年金などの加入者
	0人	309万円未満	468万円未満	468万円未満	540万円未満
	1人	347万円未満	506万円未満	506万円未満	578万円未満
	2人	385万円未満	544万円未満	544万円未満	616万円未満
	3人	423万円未満	582万円未満	582万円未満	654万円未満
	4人	461万円未満	620万円未満	620万円未満	692万円未満
	5人以上	1人増えるごとに38万円加算			



現在、児童手当を受給しておらず、小学5・6年生の児童を養育している方と所得制限により手当を受給していない方で制度改正により所得制限の限度額以内になる方は、認定請求が必要です。
【必要な書類など】
 請求書以外の書類は、後日、提出することができまので、まずは早めに申請してください。
額改定請求書のみ

一律に控除される8万円をあらかじめ加算した額になっています
 請求者のみの所得額が対象で、給与所得者は給与所得控除後の金額、事業所得者は収入金額から必要経費などを除いた額になります。4・5月分は17年度(16年分)の所得額、6月分からは18年度(17年分)の所得額になります
 医療費控除などの所得控除がある方は、所得が超えていても受給できる場合があります

認定請求書 厚生年金加入者は年金加入証明書が健康保険証の写し、平成17年度の所得証明書、17年1月2日以降、転入した方のみ必要。前住所の市町村で発行) 18年度の所得証明書(18年1月2日以降、転入した方のみ必要。前住所の市町村で発行)
請求者名義の預金通帳 印鑑
【特例措置には期限があります】
 法改正により対象になる方は必ず期限内に手続きをしてください。特例期間が過ぎると、通常の手続きと同じく、申請月の翌月から支給開始となります。また、改正前に所得制限限度額以内で、小学3年生までのお子さんを養育している方が新たに申請される場合、申請日の翌月から支給開始となります。
 なお、期限は9月30日ですが、当日は、市役所の閉庁日となるため、9月29日までに子育て支援課(公務員の方は勤務先)へ申請してください。郵送による申請は、郵便の到着した日が受付日となりますのでご注意ください。
手当の支給は請求した翌月から
 出生・転入などで新たに受給資格が生じた場合は、認定請求が必要で、手当は手続きをした翌月分からの支給となりますので、遅れないようご注意ください。

【支給の手続き】

児童手当は、12歳に到達して最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。なお、前年(1月～5月分)の手当では前々年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

【支給月額】

第1子・第2子：一人5千円
 第3子以降：一人1万円

【支給時期】

請求月の翌月分から年3回、受給者本人の口座に振り込まれます。
 2月～5月分：6月、6月～9月分：10月、10月～1月分：2月

【現況届の提出も忘れずに】

児童手当を受給している方は、毎年6月に手当受給の資格審査があります。5月31日現在で受給資格のある方に現況届を郵送しますので、必要事項を記入して提出してください。6月初旬の発送を予定しています。この届けが提出されない場合は、6月以降の受給資格審査ができません。また、手当の支給が停止となります。なお、養育する児童数に変更がある場合や、厚生年金などの加入者が退職した場合などはお問い合わせください。

● 問合せ子育て支援課へ

内線1536